

2019年度
首都大学東京 大学院
都市環境科学研究科
〔博士後期課程〕

「東京都都市外交人材育成基金」
外国人留学生特別選抜

学 生 募 集 要 項

首都大学東京は、2020年4月1日に大学名称を東京都立大学に変更する手続きを進めています。

<東京都都市外交人材育成基金外国人留学生特別選抜について>

東京都は、都市外交を推進する上で不可欠な人材育成事業を継続的に実施するため、2015年から概ね10年間にわたり、「東京都都市外交人材育成基金」を設置しています。

2019年度も、東京都設立の公立大学法人が運営する「首都大学東京」の大学院都市環境科学研究科において、この「東京都都市外交人材育成基金」を適用し、優秀な留学生を募集します。本特別選抜により入学を許可された留学生に対しては、学業・研究に専念できるよう、授業料等免除や奨学金給付等の生活支援を実施します。なお、本事業は2019年度東京都歳入歳出予算が2019年3月31日までに成立することを前提としております。

1 募集人員

10名

2 出願資格

以下の各号の要件を全て満たす者とします。

なお、出願する場合は、あらかじめ本研究科が指定する審査書類を提出し、本研究科からの出願許可を受ける必要があります。出願を希望する場合は、2019年2月28日（木）までに、指導を希望する本研究科の教員を通して本研究科まで申し出てください。

(1) 修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者（見込みの者を含む）。又は、研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において24歳に達している者。

(2) 次のイまたはロのいずれかに該当する者。

イ アジア諸地域（注1）の国籍を有し、新たに海外から留学する者。

ロ アジア諸地域以外の外国の国籍を有し、出願時においてアジア諸地域又は東京都の姉妹友好都市等（注2）に、主たるキャンパス・研究所・事務所等が所在する大学等研究機関又は政府機関・地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）に在籍する者。

(3) 学業及び日本での生活上、十分な日本語能力又は英語能力を有すること。また、日本語能力については、課程修了までに、基本的な日本語の理解や日常会話の理解が可能な水準まで習得を目指す意欲があること。

(4) 課程修了後、次のイからハのいずれかに就職する意志があること。

イ 東京に本社又は支社がある企業（勤務地は日本国内外を問わない。）

ロ 日本又は海外の大学等研究機関

ハ 日本又は海外の政府機関・地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）

(5) 課程修了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京及び海外諸都市相互の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と海外諸都市との相互理解・友好親善関係の推進に寄与する意志があること。

(6) 渡日時に「留学」の査証を取得すること。「留学」以外の査証あるいは在留資格をもって渡日する者、出願時に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者（研究生も含む。）は資

格を有しない。

(7) 心身ともに大学における学業に支障がないこと。

(8) 以下のイからニのいずれにも該当しないこと。採用以降に以下のイからニのいずれかに該当することが判明した場合には、採用を取り消す場合がある。

イ 出願時に日本国籍を有する者、出入国管理に関する特別永住者、出入国管理および難民認定法による永住の許可を受けている者。

ロ 現役軍人又は軍属の資格を有する者。

ハ 入学時に、他機関から奨学金、研究費等を受給する者。

ニ 過去に日本政府奨学金留学生として、博士後期課程の教育を本学又は国内他大学で受けた者。

(注1)

アジア諸地域 次の東アジア、東南アジア及び南アジアの国及び地域をいう。

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、台湾

(注2)

東京都の姉妹友好都市等 次の東京都の姉妹友好都市、アジア大都市ネットワーク 21 会員都市、その他東京都が都市外交を展開する海外主要都市をいう。

<姉妹友好都市>

ニューヨーク、北京、パリ、ニュー・サウス・ウェールズ州、ソウル、ジャカルタ、サンパウロ州、カイロ県、モスクワ、ベルリン、ローマ、ロンドン

<アジア大都市ネットワーク 21 会員都市>

バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、トムスク、ウランバートル、ヤンゴン

3 出願

(1) 出願期間 2019年4月8日（月）～2019年4月15日（月）（必着）

(2) 出願書類提出先 首都大学東京管理部理系学務課都市環境学部教務係

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1

(3) 提出書類

注意事項	
ア 入学願書	・本研究科所定の用紙によること。（裏面も記入欄あり）
イ 博士前期課程修了 (見込) 証明書	・出身（所属先）大学の学長が作成したもの 外国の学校又は機関等が作成し、日本語、英語以外の言語で発行されたものは、日本語訳を添付すること。

ウ 健康診断書	・本研究科所定の用紙によること
エ 申請書（様式1－1）	・本研究科の用紙により、英語又は日本語で作成すること ・修士論文概要も添付すること ・写真（縦4cm×横3cm）は、出願前3か月以内に撮影した正面・無帽、上半身のものを指定欄に貼ること。（宗教上または医学上の理由がない限り）
オ 推薦調書（様式2）	・出身（所属先）大学の学長または勤務先の所属長が作成したもの ・本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること
カ 成績証明書	・出身（所属先）大学の学長が作成したもの ・大学学部1年から直近のものまで作成すること 外国の学校又は機関等が作成し、日本語、英語以外の言語で発行されたものは、日本語訳を添付すること。
キ 専攻分野及び研究計画書（様式1－2）	・本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること
ク 将来のキャリアプランと首都大学東京及び東京都への貢献について（様式3）	・本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること
ケ 誓約書（様式4）	・本研究科所定の用紙によること
コ パスポートの写し	・表紙及び氏名と国籍が分かるページの写しを提出すること
サ 住宅紹介調書（様式5）	・本研究科所定の用紙により、英語又は日本語で作成すること
シ 証明書用顔写真	・証明書用顔写真（40mm×30mm）2枚

(注) エ～サの書類は、出願前の事前審査の際に提出していただくものです。提出時期は本研究科の教員の指示に従ってください。

4 入学者選考方法

入学者の選考は、提出書類により、第1次選考を行い、その合格者に対して、口述試験による最終選考を行います。

- (1) 選考期日 2019年5月7日（火）から5月31日（金）の間で本研究科が指定する日
- (2) 試験場 首都大学東京 南大沢キャンパス 又は 本研究科が指定する場所
- (3) 口述試験内容 口述を中心とした専門科目の試験を課します。

※ 試験時間等は、志望する専攻から連絡します。

5 合格発表

日時 2019年6月26日（水） 14時

首都大学東京管理部理系学務課事務室前に発表

合格者には指導を予定する教員より、合格通知書と入学手続書類を交付します。

6 入学時期

2019年10月1日（火）

7 入学者への支援

入学手続が完了した者に対して、以下の支援を行います。

(1) 入学考查料・入学料

免除します。

(2) 授業料

博士後期課程標準修業年限（3年間）の授業料を免除します。

(3) 奨学金

月額15万円の奨学金を給付します。給付期間は、2019年10月から、博士後期課程標準修業年限（3年間）の間とします。

(4) 渡航費

留学生の居住地最寄りの国際空港から成田空港又は羽田空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。また、留学生が学位を取得し帰国する際には、成田空港又は羽田空港から留学生居住地最寄りの国際空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。なお、成田空港又は羽田空港から各キャンパスまで及び各キャンパスから成田空港又は羽田空港までの交通費は学生負担とします。

※ただし、休学・退学（標準修業年限内に課程修了に必要な単位を取得し退学する場合を除く。）した場合及び奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し一時帰国する場合等に伴う帰国の運賃は給付しません。

(5) 住宅

希望者は国際学生宿舎への入居申請が可能です。（初年度1年間）。住宅紹介調書は希望の有無に関わらず、全出願者、提出が必要となります。

※賃料、食費等は自己負担とします。

※国際学生宿舎は単身者用のみになります。家族用の物件の紹介はできません。また、家族を呼び寄せる場合、呼び寄せのための手続きはご自身で行う必要があります。大学では手続き及び生活相談には対応できかねますので、ご留意ください。

(6) 留意事項

※入学時の誓約や本大学の規則及び規程等に著しく反する行為を行った場合は、休学した場合、「留学」の在留資格を他の在留資格に変更した場合、上記の支援を打ち切ります。また状況に応じて、入学料及び上記の支援を行った金額の請求又は返還を求めることがあります。

※上記の他、在籍確認ができない場合等は、「授業料免除の停止」「奨学金の給付停止」を行うことがあります。

※留学期間中、他の奨学金等の経済的支援制度に申請したときは、支援を取り止めます。ただし、課程修了後に受給を開始する奨学金等への申請についてはこの限りではありません。

8 注意事項

入学許可後であっても、受験中あるいは事前申請・出願手続に不正があったと認められた場合には、入学の許可を取り消します。

9 帰国後の責務

留学生は、留学期間終了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京及び海外諸都市相互の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と海外諸都市との相互理解・友好親善関係の推進に寄与するよう努めなければなりません。